

市町村の広域連携における日仏比較

政策研究大学院大学教授
横道清孝

はじめに

平成の大合併は、2010年3月のいわゆる合併新法の期限切れで一区切りを迎えた。合併特例法は、再び市町村合併に対して中立的な法律となり、国が全国的な合併推進の旗を振ることはなくなった。

しかしながら、これは、合併も含めた広域連携の必要性がなくなったことを意味するものではない。各市町村は、平成の大合併により変化した市町村体制を踏まえた上で、それぞれの地域に最もふさわしい広域連携のあり方を改めて探っていくことが求められているのである。

フランスにおいては、我が国と異なり、市町村合併が進まなかったこともあって、市町村の広域連携の制度が発達している。

本稿では、2010年9月に行ったフランスの広域連携組織に関する現地調査も踏まえながら¹、我が国とフランスの広域連携のあり方について、その制度及び運用の両面における比較を行ってみることとしたい。

また、そのことにより、我が国において平成の大合併後の広域連携のあり方を再構築するに当たって、何らかの示唆を得ることができ

れば幸いであると考えている。

1 比較の対象

我が国の広域連携の制度としては、市町村とは別個に法人の設立を要するもの（組合）と、法人の設立を要しない簡便な制度（協議会、機関等の共同設置及び事務の委託）の2つがある。本稿では、このうち前者の「組合」（一部事務組合及び広域連合）を比較の対象として取り上げる。

一方、フランスの広域連携組織は、我が国の組合と同様な「組合型」と、独自の課税権を持っている「連合型」の2つに大別されるが、本稿では、より新しい形態である後者の「連合型」を比較の対象として取り上げることとする。

2 日本の組合制度の歴史

日本においては、1888年に市制町村制が制定された当初から、「数町村ノ事務ヲ共同処分スル為メ其協議ニ依リ監督官庁ノ許可ヲ得テ其町村ノ組合ヲ設クルコトヲ得」（町村制116条1項）とされ、町村において組合を設立することが認められていた。

¹ この2010年9月に行ったフランスの広域連携組織に関する現地調査結果については、熊谷和樹「フランスの広域行政組織にみる広域連携策」（「都市とガバナンス」、Vol.15、2010年）を参照。

その後、1911年の市制町村制改正により、一部事務組合については、その適用範囲が市にも拡大され（市制149条）、また、町村については、一部事務組合に加えて全部事務組合を作ることでもできることが明文化された（町村制129条）。

戦後、1947年の地方自治法制定により、町村については、役場事務組合の制度も創設された。

その後、1974年には複合的一部事務組合の制度が、そして、1996年には最も新しい制度として広域連合が導入されている。

なお、全部事務組合及び役場事務組合の2つの制度については、2011年の自治法改正で廃止された²。

したがって、現在、組合制度として存続しているのは、また、実際にも多く活用されているのは、一部事務組合（その一種である複合的一部事務組合を含む）及び広域連合の2つの制度であり、本稿では、この両者を日本側の比較の対象として取り上げる。なお、いずれも都道府県も設けることができる制度であるが、本稿では市町村が設けているものを念頭において考える。

3 フランスの広域連携制度の歴史

フランスにおいても、我が国とほぼ同時期の1890年に組合（単一目的事務組合：syndicat intercommunal à vocation unique：SIVU）の制度が導入された。その後、1955

年には混成組合制度（syndicat mixte）、1959年には多目的事務組合制度（syndicat intercommunal à vocation multiple：SIVOM）が創設され、組合制度の拡充が図られた（これらを「組合型」という）。

その後、課税権を持つ新たな広域連携組織の創設が行われ、1959年に広域コミュン区（District）、1966年には大都市圏共同体（communauté urbaine：CU）、1983年には新都市組合（syndicat d'agglomération nouvelle：SAN）、1992年には都市共同体（communauté de villes：CV）とコミュン共同体（communauté de communes：CC）、そして、1999年には都市圏共同体（communauté d'agglomération：CA）の制度が相次いで創設された（これらを「連合型」という）。

なお、上記のうち、大都市圏共同体については、1999年に制度の改変が行われた。また、広域コミュン区及び都市共同体については、2002年までに大都市圏共同体、都市圏共同体又はコミュン共同体に移行することが義務づけられた³。

さらに、2010年には大都市圏共同体を強化したメトロポール（métropoles）の制度も新設されている⁴。

現在「組合型」も多く活用されているが、本稿では、新しい広域連携組織である「連合型」のうち、廃止されることになっている新都市組合とできたばかりの制度でまだ適用実績のないメトロポールを除く、大都市圏共同

² 日本の組合の歴史については、横道清孝「これからの広域連携のあり方を考える」（日本都市センター「基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—転換期の広域行政・広域連携—」2011年）p3-p5参照。

³ フランスの広域連携組織の歴史については、自治体国際化協会「フランスの広域行政—その制度、実態及び新法による改革—」（1992年）p5-p8、同「フランスの広域行政—第4の地方団体」（2005年）p1-p3参照。

⁴ 植村哲・原昌史・勝目康・中垣内隆久・白水伸英「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向（11）—日仏比較論・フランス政治学論的観点から見た地方分権関連法律—」（「地方自治」No.761、2011年）p71-p76参照。

体（人口45万人以上：以下「CU」という）、都市圏共同体（人口5万人以上：以下「CA」という）及びコミューン共同体（人口要件なし：以下「CC」という）の3つを、フランス側の比較対象として取り上げる。また、以下これらを総称して「広域連合体」と呼ぶこととする⁵。

4 比較（1）一法的性格

日本の一部事務組合及び広域連合は、特別地方公共団体である（自治法1条の3第3項、284条1項）。これに対して、フランスの広域連合体は、「公施設法人」（établissement public）である。「公施設法人」とは、「公法上の法人格を付与されているが、一般的な管轄権限を有さず、特定の公役務を遂行することを目的とする団体」とされている⁶。

一部事務組合や広域連合は、地方自治体の一種であるとされているが、一般的権限（general competence）を持っているわけではない。法制度の構成の仕方は違っても、法人格を有し、特定の事務を処理するための公的な団体として存在しているという点で、両者は共通している。

5 比較（2）一設立手続

一部事務組合及び広域連合の設立は、関係市町村のイニシアティブにより行われる。まず、すべての関係市町村の合意（議会の議決）が必要であり、それを踏まえて都道府県知事

が設立を許可することになる（自治法284条2項及び3項）。

フランスの広域連合体の設立は、我が国と同様に関係コミューン議会の一致した議決に基づき県地方長官が決定する場合と、県地方長官の発案による場合の2つがある。後者の場合は、2つの段階を踏んで行われる。まず、県地方長官が当該広域連合体への参加予定コミューンを決定する。参加したくないコミューンは、この決定に対して3ヶ月以内に参加拒否の議決をしなければならない。

次に、決定された参加予定コミューンにおいて特別多数決を行い、その議決及びそれに付加された条件が得られれば、県地方長官が設立の決定を行うことになる。特別多数決とは、「参加予定コミューン総人口の半数以上を代表する1若しくは複数のコミューン議会における3分の2以上の賛成による議決、又は、参加予定コミューン総人口の3分の2以上を代表する1又は複数のコミューン議会における過半数による賛成の議決」を意味する。特別多数決に付加された条件とは、CU及びCAの場合は、「参加予定コミューンの総人口の半数を超える人口を有する1つのコミューン議会の賛成、または、該当するコミューンが存在しない場合は、参加予定コミューン中で最も人口の多いコミューン議会の賛成」であり、CCの場合は「参加予定コミューンの総人口の4分の1を超える人口を有するコミューン議会の賛成」である⁷。

⁵ 2009年1月1日現在、コミューンの数が34,164なのに対して、広域連合体の数は2,596である（CUが16、CAが174、CCが2,406）。

⁶ 前出「フランスの広域行政—その制度、実態及び新法による改革—」（1992年）p2参照。

⁷ フランスの広域連合体の設立手続については、前出「フランスの広域行政—第4の地方団体」（2005年）p12-p14、自治体国際化協会「フランスの地方自治」、2009年、p42-p44参照。

県地方長官又は都道府県知事という国の機関又は国から委任を受けた者（都道府県知事の許可は法定受託事務である）が設立に当たって最終的な決定権限を持っている点は、日仏共通である。また、その前提として関係市町村又はコミューンの議会における議決が必要であることも同様である⁸。

しかしながら、フランスの場合には、県地方長官が広域連合体の設立について発案権を持っていること、また、参加予定コミューンがいったん確定した後は、必ずしも関係コミューンすべての賛成が得られなくても広域連合体を設立することができる点で、日本とは大きな違いがある。ただし、その場合でも、人口の大きなコミューン議会の賛成は必須とされており、広域連合体は中核的コミューンが中心となって運営されていくことが想定されている。

6 比較（3）—議会

一部事務組合及び広域連合には、議会を置くこととされ、その組織及び議員の選挙の方法については規約で定めるとされている（自治法 287 条 1 項 5 号及び 291 条の 4 第 1 項 7 号）。ただし、広域連合については、その選挙方法について、住民による直接選挙又は広域連合を構成する市町村議会における間接選挙という枠がはめられている（自治法 291 条の 5）。

また、いずれの議会議員も構成市町村の議会議員や長等と兼務することができることとされ

ている（自治法 287 条 2 項及び 291 条の 4 第 4 項）。

フランスの広域連合体の場合も、議決機関として議会（conseil）を設けるが、その構成員は参加コミューンの議会議員でなければならないとされている。

また、議員数及びその構成コミューンへの配分方法は、CA 及び CC の場合は、すべての構成コミューン議会の同意により決定されるか、先に述べた特別多数決の方法により人口規模に応じて決定される。なお、いずれの場合も、各コミューンには少なくとも 1 議席が配分されるとともに、1 コミューンだけで議席の半分以上を超えてはならないとされている。

CU の場合は、議席数については、すべての構成コミューン議会の同意により決定されるか、自治法典に法定された数とするとされており、その配分方法については、すべての構成コミューン議会の同意により決定されるか、または、すべての構成コミューンに 1 議席ずつ配分した後に残りの議席を人口比例で配分するとされている⁹。

また、議会は少なくとも 4 半期に 1 回の開催が義務付けられている¹⁰。

日仏いずれも、議決機関として議会を設けていることは共通である。しかし、フランスの場合は、議会議員の資格を構成コミューンの議会議員に限定しているのに対して、日本の場合は、そのような限定を設けていない。実際には、フランスと同様に構成市町村の議

⁸ ただし、CU のうち、ボルドー、リール、リヨン及びストラスブールの 4 つは、1966 年に法律によって強制的に設立された。

⁹ 前掲「フランスの広域行政—第 4 の地方団体」（2005 年）p15 参照。

¹⁰ 同上 p16 参照。実際には、毎月 1 回開催というところが多い。

会議員から一部事務組合や広域連合の議会議員が選ばれている例が多いが、そうでないケースもかなりある¹¹。

また、議員数、その配分方法及び議会の開催回数についても、フランスの場合は最低限の規制があるのに対して、日本の場合は、広域連合の議会議員の選出方法については直接選挙か間接選挙とするという規定を除き、すべて規約（すなわち構成市町村の意思）に任されている。規約の内容が余りに不適当な場合は、許可権を有する都道府県知事がチェックをすればよいという考え方であろうが、我が国のほうが、議会の設置及び運営については、構成市町村に対して大きな裁量権を認めているといえる。

7 比較（4）—執行機関

一部事務組合には管理者、広域連合には長が執行機関として置かれるが、その選任方法については、規約で定めるとされている（自治法 287 条 1 項 6 号及び 291 条の 4 第 1 項 8 号）。

また、両者とも構成市町村の議会議員や長等と兼務することができるのとされているのは、議会議員の場合と同様である（自治法 287 条 2 項及び 291 条の 4 第 4 項）。

実際には、一部事務組合の管理者及び広域連合の長は、そのほとんどが構成市町村の長の中から選出されている¹²

なお、複合的一部事務組合については、管理者に代えて理事会を置くことができるとされ、その理事会を構成する理事については、構成市町村の長になるか、あるいは当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て指名する当該市町村の職員をもって充てるとされている（自治法 287 条の 2 第 2 項及び 3 項）。

フランスの広域連合体の場合は、議会議員の中から互選された議長が、議決機関の長となると同時に、執行機関の長ともなる¹³。そして、その議長を事務総長（directeur général des services）以下の事務局が補佐するという形になっている。

日仏比較の視点でみると、それぞれの広域連携組織の執行機関のあり方は、それを構成する基礎自治体の執行機関のあり方を反映したものであるということが出来る。

すなわち、日本の市町村においては、議会議員の選挙とは別に執行機関としての長の直接選挙が行われ、そこで当選した者が市町村長として執行部を運営していくのに対して、フランスのコミューンの場合は、議会議員の選挙が行われることは日本と同様であるが、長の直接選挙は行われず、議会議員の中から選ばれた議長が、議決機関の長となると同時に執行機関の長となり執行部を運営していく仕組みとなっている。

議決機関と執行機関について「分離」させている日本と、「連結」させているフランスの

¹¹ 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 22 年 7 月 1 日現在）」によれば、1,687 の一部事務組合及び広域連合のうち、その議会の議員が構成自治体の議会議員だけのものは、1,067 と 63%である（なお、調査対象には、都道府県が構成団体となっているものも含まれているが、その数は 43 とわずかである）。

¹² 同上の調査によれば、理事会制を採用している 48 の複合的一部事務組合を除く 1,639 の一部事務組合及び広域連合のうち、構成自治体の長が組合管理者又は広域連合長となっているものが 1,508 と 92%を占めている。

¹³ 多くの場合、中心市の議長（兼執行機関のトップ）が広域連合体の議長（兼執行機関のトップ）となるが、そうでない場合もある。

違いであるが、それがそのまま広域連携組織の基本構造のあり方にも投影されているのである。

8 比較（5）—事務・権限

一部事務組合は、構成市町村の事務の一部を共同処理するために設置されるものであり、どのような事務を処理するかは規約で定めるとされている（自治法 284 条 2 項及び 287 条 1 項 3 号）。通常、共同処理する事務はすべての構成市町村に共通しているが、複合的一部事務組合にあつては、共同処理する事務が構成市町村すべてに共通していなくても差し支えないとされている（自治法 285 条）。

広域連合は、構成市町村が処理する事務のうち「広域にわたり処理することが適当であると認める」ものを処理するものであり、どのような事務を処理するかは規約で定められる。複合的一部事務組合と同様に共同処理する事務が構成市町村すべてに共通していなくても差し支えない（自治法 284 条 3 項及び 291 条の 4 第 1 項 4 号）。

また、広域連合にあつては、国や都道府県が処理する事務の直接的な受け皿となることもできる（自治法 291 条の 2）。

フランスの広域連合体の場合は、まず CC については、①地域整備及び②経済開発という 2 つの分野が義務的権限とされ、①環境保護・開発、②住宅・生活環境政策、③道路建設・維持管理、④文化・スポーツ施設、⑤社

会活動及び⑥下水という 6 つの分野の選択的権限の中から 1 つ以上を選択するとされ、これに加えて、任意にコミューンから権限の移譲を受けることができるとされている。

次に、CA の場合は、①地域整備、②経済開発、③住宅政策及び④都市政策の 4 つの分野が義務的権限とされ、①道路、②下水道、③上水道、④環境政策（ゴミの除去、リサイクルを含む）、⑤文化及びスポーツ施設及び⑥社会活動の 6 つの分野の選択的権限から 3 つ以上選択しなければならないとされている。また、その他に任意にコミューンから権限の移譲を受けることもできるのは CC と同様である。

最後に CU の場合は、選択的権限はなく、①経済、社会、文化分野に関する開発及び整備、②地域整備、③住宅政策、④都市政策、⑤共同サービス（上下水道、葬儀、屠殺、消防、救助）及び⑥環境政策の 6 つの分野が義務的権限とされている。また、CC 及び CA と同様に任意にコミューンから権限の移譲を受けることができる¹⁴。

事務・権限に関する日仏間の大きな違いは、日本の場合は、どのような事務・権限を一部事務組合や広域連合に移すかについては構成市町村が自由に決めることができるのに対して¹⁵、フランスの場合は、広域連合体を設立することに伴い義務的に移ってしまう権限やいくつかの選択肢の中から移さなければならない権限があらかじめ定められているという

¹⁴ 広域連合体の権限については、前出「フランスの広域行政—第 4 の地方団体」（2005 年）p39-p42、植村哲・原昌史・勝日康・中垣内隆久・白水伸英「「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向（12）—日仏比較論—フランス政治学論的観点から見た地方分権関連法律—」（「地方自治」No.762、2011 年）p28 参照。なお、義務的権限であっても、具体的に何を広域連合体の事務とするかは、それぞれが独自に決めることとなる。

¹⁵ 例外は、後期高齢者医療の事務であり、市町村は都道府県の区域ごとに広域連合を設立し、その広域連合に当該事務を処理させなければならないとされている（高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条）。

ことである。それ以外の権限についても構成市町村が任意に移すことができるとされているが、やはり中心的な事務・権限は、義務的及び選択的に移された事務・権限となる。

9 比較(6) —財源

一部事務組合及び広域連合の活動に伴い必要となる経費の支弁方法については、規約で定めるとされている(自治法 278 条 1 項 7 号及び 291 条の 4 第 1 項 9 号)。

一部事務組合及び広域連合とも独自の税源を持っておらず、また、地方交付税も構成市町村に対して交付されるため、その経費は基本的には構成市町村からの分担金(分賦金)によって賄われることになる。その分担金の決め方については、一部事務組合の場合は何の制限もないが、広域連合については、構成市町村の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならないとされている(自治法 291 条の 9 第 1 項)。

フランスの場合は、広域連合体が課税権を持っており、また、日本の地方交付税に相当する交付金(dotation)も国から直接受けている。その代わりに構成コミューンからの分担金はない。

広域連合体が課税できる税には、コミューンが課する地方直接税に付加税率を課する「独自付加税」と、コミューンに代わって広域連合体が徴収する「単一職業税」の 2 種類があり、CC はいずれかの方式を選択できるが、

CA 及び CU は後者の単一職業税方式(両者の併用を含む)を採用するとされてきた。しかしながら、2010 年から単一職業税は廃止され、それに代わって企業付加価値税(CVAE)、企業不動産税(CFE)及び住居税(TH)等が従来単一職業税を課してきた広域連合体の財源となった¹⁶。

財源に関して日仏を比較してみると、構成市町村(コミューン)からの財政的自立性という点で大きな違いがあることが分かる。

日本の一部事務組合及び広域連合の場合は、課税権を持たず、地方交付税も直接交付されない。すなわち、事務処理のために必要な一般財源は、すべて分担金という形で構成市町村に依存しているのである。広域連合については、分担金は客観的指標に基づかなければならないとされているが、それでも依存していることには変わらない。

これに対してフランスの広域連合体の場合は、課税権を持つとともに、国からの交付金も直接広域連合体に交付されている。構成コミューンからの財源には全く依存しておらず、広域連合体として独立した財政運営ができるようになっているのである。

10 まとめ(1) —類似点と相違点

以上、日本の一部事務組合及び広域連合とフランスの広域連合体の比較を行ってきたが、類似点と相違点をまとめてみると、次のとおりである。

まず、類似点としては、①いずれも市町村

¹⁶ 前出「フランスの広域行政—第 4 の地方団体」(2005 年) p27-p36 参照。また、単一職業税の廃止とその代替措置については、植村哲・原昌史・勝目康・中垣内隆久「「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向(10) —パラデュール委員会報告書と日仏の地方自治・地方分権に関する比較的考察—」、地方自治、No.751、2010 年、p46-p56 参照。

(コミューン)の事務の一部を共同処理するための公的団体(特別地方公共団体又は公施設法人)であること、②設立に当たって都道府県知事(県地方長官)が最終的な決定権を持っていること、③議決機関と執行機関の基本構造は、構成市町村(コミューン)のそれと類似していること、④それら議決機関や執行機関の運営は、フランスでは、住民から直接選挙された者が行うのではなく構成コミューンの議会議員により行われており、日本においても、主として構成市町村の議会議員及び市町村長が行っていることである。

一方、相違点としては、①フランスのほうが設立に際して県地方長官が大きな関与権限を持っていること¹⁷、②フランスでは設立後に義務的に一定の事務・権限が広域連合に移ってしまう仕組みとなっていること、③フランスでは、広域連合が財政的には構成コミューンから独立した存在となっていることが挙げられる。

日本の一部事務組合及び広域連合の場合は、団体としての独立性が弱く、構成市町村の意向を踏まえながら事務の共同処理を行っているのに対して、フランスの広域連合の場合は、団体としての独立性が強く、構成コミューンとの間で役割分担という形で切り分けられた事務を独自に処理しているということが出来る¹⁸。

行政需要の高度化や生活圏の広域化等に対応していくために、日本では合併により市町

村の規模を拡大してきたが、フランスにおいては、コミューンからの独立性の強い新しい広域連携組織である「広域連合体」を発達させることにより対応しようとしてきたのである。

なお、同じフランスの広域連携組織でも古い「組合型」のコミューン事務組合(syndicat de communes: 単一目的事務組合と多目的事務組合)は、①事務・権限に義務的なものではなく、規約によって自由に定めることができること、②課税権を有さず、構成コミューンからの分担金を財源としている点で、日本の一部事務組合及び広域連合と非常によく似た広域連携組織であるといえる¹⁹。

11 まとめ(2)ーフランスの2010年制度改正と今後の我が国の広域連携の方向性

フランスでは、2010年12月16日に公布された地方自治体改革法により、新たな広域連合として先に述べたメトロポールが創設されたほか、広域連合に関して次のような制度改正が行われた。

まず、広域連合の議会議員について、従来の構成コミューン議会による間接選挙に代えて、住民による直接選挙が導入された。

具体的には、構成コミューン議会議員の選挙と同時に共同選挙方式という形で行われることになるが、これは広域連合の民主的正統性の強化という観点から行われた改正であり、2014年3月の選挙から実施される。

¹⁷ 1994年の自治法改正前は、日本にも都道府県知事による一部事務組合の強制設置の規定があったが、広域連合制度を導入する同年の法改正の際に、一部事務組合及び広域連合の設置に対する勧告制度に改められた(自治法285条の2第1項)。

¹⁸ 広域連合と構成コミューンとの間に人事交流はなく、広域連合の人事も独立している。なお、コミューンから権限移譲が行われれば、それに伴って職員も移動することになる。

¹⁹ 前出「フランスの広域行政ー第4の地方団体」(2005年)p12、p26-p27及びp39参照。

なお、選出された議員は、構成コミューン議会の議員と広域連合体の議員を兼職することとなる²⁰。

次に、広域連合体の貫徹をめざした制度改革が行われた。2010年1月現在、既に全コミューンのうち94.8%は広域連合体に加盟しているのであるが、これを100%にすることをめざすとされた。

具体的には、県地方長官が県広域連合体計画を策定してこれを推し進めることとなるが、その際には、広域連合体の人口が5000人以上となるよう設置・再編計画を策定してこれを進めるとされた²¹。

最後が、広域連合体の権限の強化である。下水処理、家庭ごみ処理及び非定住者の受入場に係る事務については、広域連合体に当然に移譲されることとなった²²。

これらの改正は、コミューンを残しつつも、広域連合体を基礎的公共サービスの提供主体として更に大きく位置づけていくものである。フランスにおいては、広域連合体の強化という形で「実質的・機能的」なコミューンの合併をめざしているとみることができる。

我が国においても、1969年以降「広域行政圏」という形で、広域共同処理システムの形成とともに「機能的」な市町村の合併がめざされた。また、一部事務組合や広域連合は、その広域行政圏の広域行政機構として活用されてきた。しかしながら、広域行政機構は圏域全体を統合するような計画主体・事業実施

主体とはなり得ず、広域的な共同処理システムは形成できたものの、「機能的」な合併は実現することができなかった²³。

そこで、1999年以降平成の大合併が進められることになったのであるが、この大合併が相当程度の成功を収めた我が国の広域連携のあり方は、フランスのそれとは大きく異なってくる。

フランスでは、広域連合体を基礎自治体に近い存在にしようとしているが、合併の進んだ日本においては、そのような市町村から独立した強力な広域連携組織を創設する必要はない。また、フランスでは、全国画一的に広域連合体の設置を求めているが、合併の進んだ日本においては、そのような全国画一的な広域連携組織の設置を求める必要もない。

フランスでは、やがて広域連合体が基礎的公共サービスの中心的な提供主体となっていくことが予想されるが、日本においては、今後ともその中心的な役割を担うのは市町村である。

しかしながら、これは我が国において広域連携の必要がないということではない。我が国においても、大きく言えば共同処理によるサービスの維持・効率化と地域全体の経済振興・活性化という2つの観点から、今後とも広域連携を図っていくべきである。

その際、はじめに述べたように、それぞれの地域が、合併の進展具合も踏まえた上で、最もふさわしい広域連携のあり方を考えてい

²⁰ 前出「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向（11）一日仏比較論・フランス政治学論的観点から見た地方分権関連法律一」（「地方自治」No.761、2011年）p67-p71参照。

²¹ 前出「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向（12）一日仏比較論・フランス政治学論的観点から見た地方分権関連法律一」（「地方自治」No.762、2011年）p26-p30参照。

²² 同上 p31参照。

²³ 横道清孝「広域行政の新展開に向けて」（「公営企業」40巻12号、2009年）P10-p11参照。

くことになるが、フランスとは逆に、多くの場合、独立した広域連携組織を更に強化していくというよりは、より簡便で機能的な広域連携の仕組みを検討していくという方向性となるのではないかと思われる。

参考文献

- 自治体国際化協会「フランスの広域行政—その制度、実態及び新法による改革—」、1992年
同「フランスの広域行政—第4の地方団体」、2005年
同「フランスの地方自治」、2009年
- 植村哲・原昌史・勝目康・中垣内隆久「サルコジ大統領による地方自治制度改革に関する動向
(10) —バラデュール委員会報告書と日仏の地方自治・地方分権に関する比較的考察—」、
地方自治、No.751、2010年
- 植村哲・原昌史・勝目康・中垣内隆久・白水伸英「サルコジ大統領による地方自治制度改革に
関する動向 (11)、(12)、(14) —日仏比較論・フランス政治学論的観点から見た地方分権
関連法律—」、地方自治、No.761、No.762 及び No.764、2011年
- 熊谷和樹「フランスの広域行政組織にみる広域連携策」、本誌 15号、2010年
- 横道清孝「広域行政の新展開に向けて」、公営企業、40巻 12号、2009年
- 同「これからの広域連携のあり方を考える」、基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—
転換期の広域行政・広域連携—、日本都市センター、2011年
- 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成 22年 7月 1日現在)」、2011年